

北農第 237 号  
令和3年4月13日

保護者 各位

県立北部農林高等学校  
校長 千葉 直史  
(公印省略)

本県警戒レベル第4段階時における発熱や風邪症状がある生徒への対応について (お願い)

陽春の候、保護者の皆様におかれましては益々ご健勝のこととお喜び申し上げます。また平素より、本校教育へのご理解・ご支援を賜り感謝いたします。

さて、沖縄県では、新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和3年4月12日から警戒レベルが第4段階に引き上げられることになりました。これまで、発熱や風邪症状を有した者が受診せず一定期間の自宅療養後、再登校を行い、症状がぶり返し、陽性者として判定した事例があります。そのため、県教育委員会の依頼により発熱や風邪症状等がある場合の対応について下記のとおり実施いたします。

つきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止についてご理解の上、ご協力くださいますようお願いいたします。

#### 記

- 1 発熱や風邪症状がある生徒への対応
  - (1) 発熱や風邪症状があり欠席、または早退した場合  
かかりつけ医や医療機関を受診して下さい。登校の再開にあたっては医師の指示に従うこと。
  - (2) やむを得ず受診できなかった場合  
発熱や風邪症状が消失してから、72時間経過後、登校を再開できる。ただし、学校医と相談する必要があるため、再登校する前に学校へ連絡をお願いします。  
※ 解熱剤を含む症状を緩和させる薬剤を使用せずに、発熱や風邪症状の消失から少なくとも72時間を経過していること。
- 2 対応期間  
令和3年4月12日から本県警戒レベル4段階終了日まで
- 3 陰性証明、治癒証明及び登校許可について  
上記証明は全て不要。保護者等からの連絡をお願いします。

※ご不明な点がございましたら、ご遠慮なくご連絡ください。

【問合せ】  
県立北部農林高等学校  
全日教頭 外間 徳男  
定時教頭 伊波 浩  
TEL : 0980-52-2634